

# 第2回質問に対する回答書

平成27年9月9日

入札参加者様

建築局施設整備課新市庁舎整備担当課長

## 工事名：横浜市市庁舎移転新築工事

上記工事に関し質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
1	第1回質問回答書	3	No. 29	屋根付き広場の熱環境に関して、諸室性能表を満たすよう回答されています。諸室性能表の「官庁施設の基本的性能」の熱環境項目が「I」と設定されていますが、半屋外とした場合でも温湿度設定（特に湿度）が必要ということでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】で示すように、クラシック生演奏など各種イベント等の利用において支障のない快適な室環境を確保する必要があります。半屋外とする場合でも【別紙11 諸室等性能表】で示す各性能基準と同等な室環境が確保できるよう技術的な解決を図った計画としてください。利用への支障が生じない検討がなされたうえで、詳細条件等については設計段階で協議します。
2	別紙	11 2/27	諸室等性能表	グランドロビーの設計条件について「屋根付き広場に面する部分は開放すること」とあります。グランドロビーの「官庁施設の基本的性能」の熱環境項目が「II」で屋根付き広場は「I」となっています。どちらが正でしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】及び「官庁施設の基本的性能基準」に記載のとおりとしてください。なお、建築計画も踏まえ、詳細については、設計段階で協議します。
3	発注仕様書	15	(2)配置計画	「敷地境界線から幅6mを基本とした水辺の憩い空間を整備し・・・」とありますが、この水辺の憩い空間上部に庇等、張り出してもよろしいでしょうか。	庇の張り出しは可能ですが、北仲通南地区再開発地区計画において大岡川沿いは6mの壁面位置の制限があるため、外壁や柱のない、はね出しの庇等に限りです。
4	別紙	9 2/2	商業部分の区分及び条件	テナント内の排水設備A工事部分が「床上プラグ止め1か所」とありますが、専有部内にトイレ等の設置は考慮しなくてよろしいでしょうか。	テナント計画により【別紙9 商業部分の区分及び条件】に示す条件からの増設（配管サイズ、引き込み数増加など）はB工事となります。
5	別紙	9 2/2	商業部分の区分及び条件	テナント内の給排換気（厨房用含む）におけるA工事部分はダクトルートのみとありますが、低層部屋上まで、各テナントがC工事にてダクト設置をするということでしょうか。	【別紙9 商業部分の区分及び条件】に記載のとおり、一般換気については、建築基準法上必要となる換気設備がA工事となります。それ以外は、C工事対応となります。C工事対応が可能なルート及びスペースを確保してください。
6	別紙	6		本体工事に含まれる造作家具はA工事範囲に含まれるとあります。別紙11諸室等性能表の「目的・機能・使用形態及びその他設計条件事項」欄に記載の家具等がこれらに該当すると考えましたが、具体的な仕様やサイズ、数量については提案者が個別に想定するというところで宜しいでしょうか。具体的に想定されている仕様があればご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的な仕様やサイズ、数量については提案者が個別に想定することで構いませんが、詳細については、設計段階で協議します。
7	発注仕様書	46	5-(2)-カ	光走行式避難誘導装置は、現在各メーカーとも取り扱っておりません（消防認定品もありません）。別途工事として見積りも除外とさせていただいてよろしいでしょうか。	火災発生を光で視覚的に情報伝達し、避難誘導する装置を想定しています。代替として回転灯やフラッシュライトなどを計画してください。詳細については、設計段階で協議します。
8	別紙	7		前回質疑にて一部データを開示いただいておりますが、加えて、現市庁舎の通年で月別電力(kWh/月)、都市ガス(m <sup>3</sup> /月)、冷熱(MJ/月)、温熱(MJ/月)の使用量をご教示ください。	【回答添付資料】をご参照ください。 ■現市庁舎の月毎データ（平成26年度） ・現市庁舎使用電力量 ・現市庁舎使用冷温水熱量 ・現市庁舎使用ガス使用量 民間ビルデータについては、お示しできません。
9	発注仕様書	49	3-5-(8)-ウ	燃料電池については、現在商品化されているリン酸型燃料電池等だけでなく、固体酸化物形燃料電池(SOFC)など開発中の機種もあり、今後の高効率化が期待されています。本件での燃料電池の機種選定にあたっては、現在商品化済みの機種だけにこだわらず、環境負荷低減という目的に沿って、可能な限り発電効率の高い機種を選定することが好ましい、という考えで宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、発電効率だけでなく、総合効率も考慮して機種を選定してください。なお、「発注仕様書(P45) 第3 5(1)」の内容にも配慮して計画してください。
10	発注仕様書	49	3-5-(8)-ウ	発電時に発生する排熱も有効利用するコージェネレーションシステムは環境負荷低減に資するものと位置付けられ、今後の普及が期待されています。今回の燃料電池についても、電力を供給するだけでなく、運転時に発生する排熱を空調等に利用するものと考えて良いでしょうか。	排熱利用可能な機種を選定する場合は、排熱を利用する方法も考慮してください。詳細については、設計段階で協議します。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
11	入札・契約手続	2	1-(10)	「請負人となったときは、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約をしなければならない。」とありますが、入札後、予定設計受託者と入札参加者の設計業務分担割合に変更が生じ、相対的に予定設計受託者の業務量が減じた結果、入札書提出の際に添付した設計見積書の金額以下で契約を交わすことは、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	入札時に技術資料等の提出も求めており、入札後に予定設計受託者と入札参加者との業務分担の変更は想定していません。したがって、入札説明書1(10)のとおり、入札書提出の際に添付した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、予定設計受託者と適切に契約を締結してください。なお、本市と請負人が契約をした後に、設計受託者との契約内容に変更が生じたときの取扱いは、工事請負契約約款(設計・施工一括)第8条の4(B)3のとおりです。
12	入札・契約手続	14	7-(2)-ア-(ウ)	予定設計受託者が設計を行う場合かつ入札参加者も設計業務を行う場合、7-(2)-ア-(エ)で定める「設計見積書」は、予定設計受託者分のみを添付し、その金額は、工事内訳書の「設計・監理費」の金額とは一致しない、という理解でよろしいでしょうか。	予定設計受託者を置き、かつ、入札参加者が建築士事務所である場合は、設計監理業務の一括再委託が認められていないことから、予定設計受託者の設計見積書と工事費内訳書の「設計・監理費」は一致しないものと考えます。
13	入札・契約手続	14	7-(2)-ア-(エ)	予定設計受託者が設計を行う場合に入札書に添付する「設計見積書」は、「見積金額の合計額、予定設計受託者の押印及び見積日」が確認できる、いわゆる見積書の表紙部分だけでよろしいでしょうか。	予定設計受託者を置く場合に添付する設計見積書は、入札説明書7-(2)-ア-(ウ)のとおり、入札参加確認申請時に提出した「設計に係る通知書(様式1号)」に記載した予定設計受託者の見積金額(税抜き)、押印及び見積日(本件工事の入札公告日以降)の記載を要件としています。なお、この要件を満たしていれば、見積書の表紙部分のみで構いません。
14	入札・契約手続	14	7-(2)-ア-(エ)	予定設計受託者が設計を行う場合に入札書に添付する「設計見積書」には、内訳が必要でしょうか。必要な場合、その詳細度の目安をご教示ください。	設計見積書の記載要件については、質問No.13の回答にあるとおりです。また、設計見積書の内訳は必要ありません。
15	実施要領書	8		横浜市新市庁舎移転新築工事応募者の施設設計案と、横浜市が今後委託を予定されている「横浜市新市庁舎低層部商業機能検討に係る支援業務」の成果品である「店舗の平面計画案」とは、恐らく異なる平面計画案になると思われますが、これらはどのように調整されるのでしょうか。低層部商業機能部分の平面計画については、「横浜市新市庁舎低層部商業機能検討に係る支援業務」の検討結果が優先され、それに合わせ、横浜市新市庁舎移転新築工事事業者の計画案の変更が求められることになるのでしょうか。	「横浜市新市庁舎低層部商業機能検討に係る支援業務」の成果品である「店舗の平面計画案」の内容をふまえて設計を行います。「店舗の平面計画案」と施設設計案の内容を調整しながら設計を行うため、「横浜市新市庁舎低層部商業機能検討に係る支援業務」の検討結果が必ずしも優先されることにはなりません。
16	実施要領書	8	⑧経歴書	プレゼンテーション・ヒアリング参加者の経歴書に記載する「年齢」の基準日は、入札期間最終日の平成27年10月13日でよろしいでしょうか。違う場合、基準日をご教示ください。	ご理解のとおりです。
17	実施要領書	8	⑧経歴書	経歴書は、提出の20部すべて、所属法人等の記載があるものでよろしいでしょうか。	経歴書は「技術資料等提出書」に押印する提出ファイル1部のみに添付して提出するものとし、他の19部には添付不要とします。
18	発注仕様書	13	1-(6)	再生可能エネルギーによるエネルギー削減を1%以上とすることとされていますが、屋光利用による照明エネルギー削減はこれに含めてよろしいですか。	屋光利用による照明エネルギー削減は含めません。ここでの「再生可能エネルギーによるエネルギー削減量1%以上」に算入するものは、太陽光発電、太陽集熱パネルによる太陽熱利用、風力発電、水力発電、地熱、バイオマスによるエネルギーを想定しています。
19	別紙24	1	4.インターホン設備	「インターホン設備」「施設管理インターホン」は「PHS」に○が記載されていますが、(便所呼出設備とPHS(別途)が連動するのと同様に)各々インターホン親機からPHS(別途)へ連動する必要がないと解釈してよろしいですか。 ※インターホン親機 「インターホン設備」 : 1階守衛室(分室)+2階守衛本部屋 「施設管理インターホン」 : 2階中央監視室	お考えのとおりです。
20	別紙35	1・2	横浜アイランドタワーとの接続イメージ図	第1回質疑回答No.284の回答添付資料のアイランドタワーの既存山留図とアイランドタワーの地下構造図(地下2階伏図)でY0~Y1通りX1~X3通り間と市営駐車場接続口のX4~X5通り間で躯体形状の一部が一致しておりませんが、山留図の最終版があるようでしたらご提示願います。	山留図の最終版はありません。躯体形状は地下構造図を正とします。
21	発注仕様書	2	第1-5	解体工事開始時期について解体工事着手時期に制限は無く、本契約後に着手可能と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおり、原則、平成28年6月1日(予定)からとします。併せて第1回質問に対する回答書No.353をご参照ください。
22	発注仕様書	6	1-(2)-エ	横浜市一団地認定、連担建築物設計制度を適用する場合、当該敷地の基準建ぺい率は80%であると横浜市建築局建築安全課より回答を得ました。その場合、建築面積の上限は、敷地面積約13,500㎡×0.6=8100㎡となります。工事費内訳書の表紙、工事概要には建築面積約9,738㎡と記載がありますが、工事内訳書表紙記載の数値は誤記と考えてよろしいでしょうか。	一団地等の区域の計画建ぺい率は、基準建ぺい率80%から20%を減じた60%以下とする必要があります。一団地等の区域の建築面積の上限は、約17,326㎡×0.6=約10,395㎡となります。既存の横浜アイランドタワー及びみなら線馬車道駅1a出入口を考慮し、計画してください。工事費内訳書表紙の建築面積は誤記です。提出いただく工事費内訳書の工事概要欄は、敷地面積、建築面積、延床面積、構造、階数ともに記載不要とします。
23	発注仕様書	7	第2-2-(6)	第1回質疑回答(No.278)では区域指定解除の時期が不明確です。第1回質疑回答(No.275、No.419)より、汚染措置深度の浅い4区画(I B2③、I B2⑥、II A2⑤、II A2⑦)は区域解除予定とされているため、新築工事着手の段階では、当該4区画が区域指定解除済みと、他5区画は区域指定のままと考えてよろしいですか。また、当該4区画の区域指定解除のための汚染措置工事は、解体撤去工事と切り離れた施工は困難なため、今回の新築見積の対象外でよろしいですか。	4単位区画の汚染土壌の処理費用は、全て本件工事の発注範囲に含まれます。掘削については、I B2③及びI B2⑥が本件工事の発注範囲、II A2⑤及びII A2⑦は任意契約予定の解体撤去その他工事での施工範囲としています。区域の解除時期は、落札者が行う汚染土壌の処理計画及び解体撤去その他工事の設計・工程計画に依ります。詳細については、区域解除も含め協議のうえ決定します。なお、解除手続きについては、本市が行います。他5単位区画については、お考えのとおりです。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
24	発注仕様書	9	5 - (1)	横浜アイランドタワー、公共駐車場、馬車道駅との接続について、相手側建築物に開口を設けるところまでが今回工事範囲とし、相手側建物の開口補強工事は別途と考えてよろしいでしょうか。また、工事範囲とする場合はその仕様をご教示下さい。	接続先の開口補強工事も本件工事の発注範囲に含まれます。開口部を設置した接続先の建築物が、構造耐力上支障がないよう補強等を計画してください。
25	発注仕様書	9	5 - (1)	横浜アイランドタワー、公共駐車場、馬車道駅との接続について、相手側建築物に山留め壁は残置されていないと考えてよろしいでしょうか。また、残置されている場合はその仕様をご教示下さい。	横浜アイランドタワー、馬車道公共駐車場、みなとみらい線馬車道駅の各々の施設側に山留め壁が残置されている事が想定されます。 想定される山留め壁の仕様は次のとおりです。 ■横浜アイランドタワー 仕様は第1回質問に対する回答書No. 284の回答添付資料の横浜アイランドタワーの山留め計画図をご参照ください。 ■馬車道公共駐車場 SMW φ650 芯材H-440×300×11×18 ctc450 壁天端は建設当時のGL-1.6m程度で切断 ガイド溝土留めとして1.5m間隔でGL-1.6m以下にH-150×150×7×10が残置されている事が想定されます(深度方向の延長は不明)。 ■みなとみらい線馬車道駅1a出入口接続部 SMW φ600 芯材H-350×350×12×19 ctc450 壁天端は建設当時のGL-1.2m程度で切断
26	発注仕様書	38	3-(5)-7-(ウ)	レベル2設計用地震動に対して「③居室の床面応答加速度 500gal以下(ただし低層部を除く)」とありますが、「別紙1 57」の記載の通り低層部とは1階から3階までとし、4階以上の居室の床面応答加速度を500gal以下とする、と考えてよろしいでしょうか?	お考えのとおりです。
27	発注仕様書	77	第4-1-(7)	市民説明の実施時期をご教示ください。	設計から工事完了までの各段階で、必要に応じ開催する予定です。
28	発注仕様書	82	第4-2-(5)-サ	第1回質疑回答(No. 440, No. 441)で、認定調査及び深度方向の汚染深度を特定する調査を市が行われる旨の回答となっておりますが、認定調査による基準適合認定等の想定はできませんので、基準適合の認定はないものとして見積することよろしいですか。	現在認定調査中であり、まだ基準適合の認定は行われていません。そのため、単位区画(ⅠB1③、ⅡA2⑧、ⅡB3⑥)については認定調査にて基準に適合するという前提で計画してください。 認定調査にて新たに土壤汚染が判明した場合は、汚染土処理費用等について協議を行います。
29	発注仕様書	89	第4-4-(6)-ウ	第1回質疑回答(No. 140)より、追加の土砂検定は、土壤汚染対策法の区域指定を解除した区画について必要とされています。本工事契約までに市が実施される土砂検定は、H27.8末現在の区域指定状況下で行われ、その後、汚染措置深度の浅い4区画が指定解除になると考えてよろしいですか。また、追加の土砂検定費の見積のため、土砂検討要領、または、搬出予定先をご提示下さい。	建設予定地では、その一部が平成27年7月に形質変更時要届出区域に指定されました。また、区域以外の土地に対して平成27年8月に土砂検定を実施しました。 本件工事にて4単位区画(ⅠB2③、ⅠB2⑥、ⅡA2⑤、ⅡA2⑦)の汚染土壌を適切に処理したうえで、指定の解除を目指します。 追加の土砂検定については、受入先が示す検定等が必要になると想定しており、その場合は【別紙5 全体所掌区分表】のとおり本件工事の発注範囲に含まれます。
30	実施要領書	4	8-(4)	8-(4)「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか?特許権のほか、図面、パースなどの著作権は、どのように考えたらよいでしょうか?	「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合」とは、特許権に関する技術や著作権に該当する場合を確認するものではなく、「記載内容が、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合」を確認するものとします。 具体的には、設計・施工上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより、入札参加者の正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合などが考えられます。 なお、チェックボックスにチェックがない場合は、当該技術資料等は市が公にしても支障がないものとして取り扱います。
31	実施要領書	7	21	「技術資料等の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、本市が無償で使用できるものとする」と記載あります。横浜市が無償で使用できない特許権に関する技術がある場合、右上のチェックボックスにチェックをいれると考えるとよろしいでしょうか?	特許権に関する技術や著作権に該当する場合を確認するものではなく、「記載内容が、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合」を確認するものとします。
32	実施要領書	8		BEI値および一次エネルギー消費量の算出は、別途工事となる中層部(議会、行政)と商業エリアも含んで算出すると考えて宜しいでしょうか。含む場合、中層部および商業エリアの設備機器の仕様をご教示ください。	中層部は、発注資料に記載の内容を満たすよう計画し、計算してください。商業エリアは面積を飲食店(室用途:レストランの客室)70%、物販店(室用途:専門店の売場)30%として、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)に規定する基準一次エネルギー消費量と同等として計算してください。
33	発注仕様書	13	1-(6)	再生可能エネルギーによるエネルギー削減量に、地中熱・太陽熱・河川水熱・外気冷房・フリークーリングによる削減効果を含めてよいでしょうか。	地中熱・河川水熱・外気冷房・フリークーリングは含めないでください。ここでの「再生可能エネルギーによるエネルギー削減量1%以上」に算入するものは、太陽光発電、太陽集熱パネルによる太陽熱利用、風力発電、水力発電、地熱、バイオマスによるエネルギーを想定しています。
34	別紙5	1/1	本体工事	第1回質疑回答(No. 269, No. 406)で、建設発生土の搬出先は本市臨海部・広域利用・首都圏利用のいずれかとされており、市が実施される土砂検討及び受入協議によって建設発生土の処理先が指定されると考えます。運搬費の算出のため、建設発生土の1次搬出先の設定をお願いします。また、処理費は処理先により異なるため、建設発生土の数量のみの提示とし、処理費は支給扱いとすることよろしいですか。	建設発生土の搬出先については、具体的な搬出計画が確定しないと調整、設定することはできませんが、本市臨海部または広域利用を想定した運搬費(市内10km程度)及び処理費用を見込んでいます。 処理費については、本件工事の発注範囲に含まれますので、支給扱いとはしません。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
35	別紙5	1/1	本體工事	別紙31「北仲通南地区第2工区土壌調査業務報告書(平成18年2月)、p.20」によると、砒素及びふっ素が指定基準を超過した原因は自然由来であるとの考察が記載されています。新築工事の見積において、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域以外からの建設発生土に関して、汚染土壌として見込む必要がある深度または割合等あればご指示下さい。ご指示がなければ、全量が基準適合であるものとして見積することよろしいですか。	土壌汚染対策法に準じた手続きにより、9単位区画で形質変更時要届出区域の指定が行われました。区域以外の土地の建設発生土については、汚染土壌として見込む深度や割合等はありません。
36	別紙	8	㊸	添付資料1で各階平面図は縮尺1/800となっておりますが、質問書No.261の仕上げ表の回答に準じて主要部分の室名だけ記載することよろしいでしょうか。また、必ず記載すべき諸室等がありましたらご教示下さい。	室名の記載は【参考3 参考図】に記載されている程度とし、入札参加者が更に必要と思われる室については、ご判断のうえ記載してください。
37				「高層建築物等によるマイクロ回線の電波伝搬障害」において、本計画敷地は伝搬障害防止区域に該当するのでしょうか。該当する場合は資料をご提示頂けますでしょうか。	建設予定地にごく一部の伝搬障害防止区域が含まれていることは確認しています。現時点で計画には支障ない範囲と考えていますが、設計段階及び施工段階で最新の状況を確認し、必要な手続を行ってください。区域については、総務省のホームページで公表されている伝搬障害防止区域図、または総務省関東総合通信局にて確認してください。
38	実施要領書	4	8(4)	8 技術資料等の記入方法と評価基準(4)に『記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合』との記載がありますが、具体的にどのような内容を指すのでしょうか。提案者が有する固有の知的所有権等と考えて宜しいでしょうか	「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合」とは、特許権に関する技術や著作権に該当する場合を確認するものではなく、「記載内容が、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合」を確認するものとします。具体的には、設計・施工上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより、入札参加者の正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合などが考えられます。なお、チェックボックスにチェックがない場合は、当該技術資料等は市が公にしても支障がないものとして取り扱います。
39	発注仕様書	4	1-6-(2)-㉔	1回目の質疑の際、物価指数は「東京・経研標準建築費指数」を基に市が算出する指数を使用する、具体的な指数の算定は協議との回答をいただきましたが、市としてはどのような算出方法を検討しているのかご教示願います。	本工事で使用する物価指数は、本市建築局で使用している物価指数を使用します。建築局では、算出方法、指数共に公表しておりません。なお、これまでの推移を市総務局ホームページで公表していますので「新市庁舎整備事業に係る27年度5月補正予算案について」をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/ionin.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/ionin.html</a> 具体的な指数の算定については、契約後の協議とします。
40	発注仕様書	76	第4-1-(5)-7	電波障害の再調査が発生した場合の追加費用については、受注者に責があるものではなく、市負担という認識で宜しいでしょうか。	電波障害の再調査が必要な理由によりますが、受注者に責がない場合は、協議により決定します。
41	発注仕様書	4	第1-6-(2)-㉑	物価指数算出の起算日は仮契約日(平成27年12月)となっておりますが、技術提案書提出日(平成27年10月13日)に変更できないでしょうか。	仮契約日とします。
42	発注仕様書	7	第2-2-(7)	地中埋設物の状況については、別紙29と状況が異なる場合は着工時の現況を優先と記載がありますが、第1回目の質疑回答No.282にて、期間の延期については「その規模にもよる」との回答がありました。その規模とは具体的にどの程度を想定しておりますか。また、契約につきましても、工事請負契約約款第19条(条件変更等)を適用し、請負契約の増額変更を行うという認識で宜しいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)に基づき協議します。
43	別紙	10	12	市や近隣住民の要望による計画変更によって、アセスが変更される場合は市負担という認識で宜しいでしょうか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。ただし、計画変更の内容によっては協議により決定します。
44	発注仕様書	8	第2-2-(8)	第1回目の質疑回答No.289にて、「オブジェの保管場所は市所有地」とありましたが、保管場所について具体的に教示ください(周囲の環境によって保管養生方法は異なると考えております)。市が指定する市所有地にオブジェを保管し、受注者が善管注意義務を果たしても、オブジェに損傷等が発生した場合は、横浜工事請負契約約款第30条4に記載の通り、請負代金額の100分の1以下は受注者負担となるのでしょうか。また、できれば市の責任で保管していただけないでしょうか。どのように想定して見積るべきか、適正な競争入札のためにもご教示ください。	保管場所については未定です。ブルーシート等による防傷のための養生を行い屋外保管を想定しています。契約締結後に建設予定地にてオブジェを落札者に引き継ぎ後、損傷等が発生した場合は、保管状況を確認したうえで、別途協議とします。なお、建設予定地から市所有地に運搬した後の保管は、市で行います。また、オブジェは、建設予定地内又は近傍に移設・再設置する計画があるため、再設置時に、市所有地にて保管中のオブジェを落札者に引き渡します。
45	発注仕様書	92	第5-4-(5)	第1回目の質疑回答No.326にて、「調整計算については、解体撤去その他工事の設計内容を考慮したうえで、積算時に検討」とありますが、受注者と市の積算で差が生じた場合はどのような措置をお考えでしょうか。具体的に教示ください。	解体撤去その他工事の設計は、落札者の業務範囲ですが、積算は、市標準単価及び見積等を用いて市で積算します。市積算額により、随意契約発注を予定しています。
46	発注仕様書	13	第3-1-(6)	環境性能でBELSで4スター以上を取る事とありますが、C設計C工事である商業施設の設計一次エネルギー消費量を計算するための条件設定がありません。各社提案としても別途工事のため、例えば厨房給気の外気処理有無など各社自由に設定することとなり、BEI値にばらつきがでると思われますので条件設定をしていただけないでしょうか。	商業エリアは面積を飲食店(室用途:レストランの客室)70%、物販店(室用途:専門店の売場)30%として、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)に規定する基準一次エネルギー消費量と同等として計算してください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
47	発注仕様書	46	第3-5-(2)-カ	光走行式避難誘導装置を設置するようになっておりますが、主要照明器具メーカーに問い合わせをしたところ、現在は製造中止になっており対応不可能との回答でした。仕様書記載にあたり、具体的なメーカー及びシステムをご計画であればご教示ください。もし、対応可能メーカーが無い場合は、見積対象外とさせて頂いて宜しいでしょうか。	火災発生を光で視覚的に情報伝達し、避難誘導する装置を想定しています。代替として回転灯やフラッシュライトなどを計画してください。詳細については、設計段階で協議します。
48	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンテーションには、設計に係る配置予定の技術者として、設計の一部業務委託先の技術者は参加可能でしょうか。	参加可能です。ただし、実施要領書13(5)に記載のとおり、「本工事の設計及び施工に係る配置予定の技術者」とします。また、第7号様式の経歴書の提出が必要となります。
49	実施要領書	8	別紙1 ②～⑦	「応募者を特定できる表現は不可」とありますが、企業名を使わない商標登録は使用してもよいでしょうか？	応募者を容易に特定することが可能な情報は使用しないでください。
50	実施要領書	8	別紙1 ②技術資料	「会社名を特定できる表現は不可」とありますが、入札構成員ではなく、専門性の高い人材の配置を明確にするため、設計の一部業務委託先の技術者の名前を記載することは可能でしょうか。	設計の一部業務委託先の技術者の名前は「技術資料等提出書」に押印する提出ファイル1部については記載することが可能ですが、他の19部は不可とします。
51	実施要領書	8	別紙1 補足説明資料 ③平面図	「基準階は計画主旨が明確に伝わる階を抽出」とありますが、参考図3では、9.10階のみ図面があり、その他階の共用会議室、レセプションルーム、環境創造局監視センター等の諸室は作図されていません。補足説明資料提出図面も同様に考えてよろしいでしょうか。	【参考3 参考図】は提案の範囲を表現しているものではなく、あくまでも参考です。補足説明資料は提案の内容を明確に伝えるための資料であり、必要と思われる内容を記載してください。
52	実施要領書	10	耐震技術提案 第2号-1様式	設計段階で採用する目標値(塑性化の程度、床面応答加速度、層間変形角)に○印を記入する表が紙面右下にレイアウトされていますが、限られた紙面を有効活用するため、上記表の該当する○印欄以外を割愛してもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、「実施要領書 第2号-1様式」レイアウト枠下の表について、該当する○印を記入する欄の塑性率の程度、層間変形角、加速度の数値範囲は変えないでください。
53	発注仕様書	78	第4-2-(3)ア	設計業務の進め方において「落札者は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに市監督員に提出し確認を受けること。」とありますが、これは88ページにある「施工業務に関する仕様(3)-キ 資機材の先行発注」の項目に記載された内容と全く同一の文章で、誤って設計業務の当該位置に混入されたことが強く疑われます。78ページ記載の当該記述は削除ないし設計業務とは無関係として無視する取り扱いとしてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおり業務を行うこととします。先行発注の業務内容は施工業務ですが、業務発生時期は設計段階であると想定されるため、双方に記載しています。
54	発注仕様書 参考1		総合工程表 (案)	平成29年度8月着工(想定)日程は、前後することが可能でしょうか。	可能です。ただし、【別紙40 業務全体の流れ】を経ることを前提としてください。なお、本工事は発注仕様書第1の5「完成期限」において、完成期限とは別に平成32年1月31日を指定部分(商業部分を除く部分)の完成期限とし、引き渡すことを定めています。この期限についても、工事請負契約約款(設計・施工一括)第42条(履行遅滞の場合における損害金等)により損害金の対象となることが規定されていますので留意してください。
55	発注仕様書 参考3		1階平面図	建築物相互間の空地の幅は、屋根付き広場と横浜アイランドタワーの間で3m程度です。「5m以上かつ各建築物の最高高さの1/5以上確保しなければならない」という、横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準は適用されないということでしょうか。	「発注仕様書(P8) 第2 3 (2) イ」に記載のとおり「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」の適用を想定しています。なお、【参考3 参考図】は、ご指摘の部分について検討した結果を踏まえています。
56	別紙	-	別紙5 別紙6	別紙5 全体所掌区分表、別紙6 施工・見積区分表共に、みなとみらい線の工事の軌道計測の記載がございませぬが、みなとみらい線の工事の軌道計測、あるいは、その他の計測管理はA工事に含まれないということでしょうか。方が一、A工事施工区分に含まれる場合は、見積算出に必要な情報をご提示下さい。	山留や躯体等の工法検討において、近接する公共施設等への影響を最小限に留める工法で計画することを原則とし、山留工等の現場管理上を行う計測管理については、A工事に含まれます。ただし、軌道計測等特殊な計測については、施工方法を考慮した上で、施設管理者との協議により決定するため、別途協議とします。
57	別紙6	1	1B-21	「21.各別途工事の専用作業足場」に、A工事にも○がついています。「別途工事」ならばA工事負担部分は存在しないかと思われしますので、この項目でのA工事は「○」ではなく「-」とみなしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「-」を正とします。
58	別紙7	4	ESP関連工事 区分	「エネルギーサービスを行うために必要な専用エリア外の各種工事」はESP工事となっており、備考欄に「冷却塔、専用エリア外ダクト、配管など」とあります。ついては、熱源機械室から屋上冷却塔に至る冷却水配管もESP工事という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	別紙11	2 7	ホール(1階、2階)、グランドロビー、屋根付き広場	屋根付き広場と一体的な空間を形成すること、屋根付き広場に面する部分は開放することとあります。官庁施設の基本的性能欄では、ホール(1階、2階)・グランドロビーの光環境は分類Ⅲ、熱環境は分類Ⅱと示されています。そして屋根付き広場の光環境は分類Ⅰ、熱環境は分類Ⅰと示されています。分類はホール(1階、2階)・グランドロビーを正と考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】及び「官庁施設の基本的性能基準」に記載のとおりとさせていただきます。なお、建築計画も踏まえ、詳細については、設計段階で協議します。
60	別紙11	4	守衛訓練室	参考3、2階平面図には該当する室名が見当たりません。守衛控室に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおり、「守衛訓練室」及び「守衛控室」は、それぞれ必要な室となります。なお、【参考3 参考図】は、発注仕様書等の内容を伝達するための参考資料であり、すべての条件を網羅したものではありません。理解の一助となるものと位置付け、提案を制限するものではありません。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
61	別紙11	6	PCB保管庫	参考3、地下2階平面図には該当の室名が見当たりません。近接することが望ましい部屋の条件などありましたら示してください。	配置に関する条件はありません。
62	別紙11	7	屋根付き広場	官庁施設の基本的性能欄で、空気環境は分類Iとしてあります。発注仕様書20頁2-(5)-エヤ、デザインコンセプトブック20頁には半屋外空間にする場合についての記述があります。空気環境分類Iは適用しないと考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】で示すように、クラシック生演奏など各種イベント等の利用において支障のない快適な室環境を確保する必要があります。半屋外とする場合でも【別紙11 諸室等性能表】で示す各性能基準と同等な室環境が確保できるよう技術的な解決を図った計画としてください。利用への支障が生じない検討がなされたうえで、詳細条件等については設計段階で協議します。
63	別紙11	7	屋根付き広場	昇降式ステージ、作品などの展示にも活用できる設備（ラダー、キャットウォークなど）、及びパトン設備の仕様を示してください。	【別紙11 諸室等性能表】のほか、発注資料に記載されている利用形態等を考慮し計画してください。 なお、ラダー、キャットウォークなどは、屋根付き広場で行う催事、展示に際し支障なく、安全に高所へ移動できるよう計画してください。パトン設備は、電動昇降式：幅5m程度のもの5本程度、固定式：屋根付き広場の幅程度のもの5mピッチ程度を想定してください。 また、ステージ照明用としてステージの長辺に対し平行に照明用パトンを想定してください。個々の具体的な設備については設計段階で協議します。
64	別紙11	10	会議室	参考3、9階平面図には該当の室名が見当たりません。市政記者室に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおり、「会議室」及び「市政記者室」は、それぞれ必要な室となります。
65	別紙11	10	会計室金庫室	参考3、3階平面図には該当の室名が見当たりません。会計室執務室に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおり、「会計室金庫室」及び「会計室事務室」は、それぞれ必要な室となります。
66	別紙11	17	傍聴者ロビー、議会エントランスロビー	手荷物ロッカー設けるのは議会エントランスロビー(3階)、傍聴者ロビー(7階)のうち、前者のみと考えてよろしいでしょうか。また、手荷物ロッカーの一口あたりの寸法を示してください。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおり、手荷物ロッカーは、傍聴者ロビー、議会エントランスロビーともに必要です。 手荷物ロッカーの一口あたりの寸法は、W300×D500×H550程度を想定してください。
67	別紙11	18	授乳室	参考3、7階平面図には該当する室名が見当たりません。近接することが望ましい部屋の条件などありましたら示してください。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおりとしてください。
68	別紙11	19	階段室B	参考3、平面図には該当する室名が見当たりません。階段室Bとは5階中庭に面する階段と理解してよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおりとしてください。 【参考3 参考図】における階段室Bは、ご理解のとおりです。
69	別紙11	19	階段室A、B	階段室A「主に来客などが利用する階段」とありますが、参考図3に見当たりません。設置の要否は応募者の判断とすることでよろしいでしょうか。或いは傍聴者ロビーから傍聴席への段差解消の階段を意味しているのでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】に記載のとおりとしてください。 【参考3 参考図】では、中層用エレベーター（一般用）に近接する階段を想定しており、必ず設置してください。
70	別紙11	24	議場	基本的考え方の一行目では、「現在の本会議場の形状及び雰囲気は継承しつつ」とあります。現在の本会議場の形状及び雰囲気が解る資料をご提示ねがいます。	本会議場については、本市議会局ホームページ <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kodomo/aa/aa-3f/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kodomo/aa/aa-3f/</a> 傍聴席、記者席、天井レリーフ等については、 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kodomo/aa/aa-4f/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kodomo/aa/aa-4f/</a> をご参照ください。
71	別紙30	1	第一章	表1-1「評価書における環境評価項目」の表において、海および河川については環境評価対象となっております。従って今回、再生可能エネルギーとしての河川熱利用は不可と解釈しておりますが、相違ないでしょうか。	不可ではありません。ただし、河川熱利用に限らず、提案していただく計画に応じて発注仕様書に具体的な記載のない手続などが生じる場合は、落札者の負担において実施し、かつスケジュールに支障のない計画としてください。
72	別紙31	-		【別紙31土壌調査報告書抜粋】「新市庁舎整備予定地土壌調査計画策定業務委託 報告書（平成26年12月、いであ株式会社作成）」p.14、p.15に記載されている調査区画の起点1、起点2の位置が、どの現地金属銜等なのか、また回転角をどのように決定（展開）しているかを、【別紙3 建設予定地及び周辺測量図】あるいは【別紙4 求積図（建設予定地）】の図面等で、お示し下さい。	【回答添付資料】をご参照ください。 土壌調査で使用した座標は日本測地系または世界測地系で位置出しを行っていないため、【別紙3 建設予定地及び周辺測量図】または【別紙4 求積図（建設予定地）】、（横浜アイランドタワー建設地）に示すことはできません。 金属銜および起点1、起点2等の座標（任意座標）を記したPDFデータ（既往委託での報告書（資料編））を提供します。

現市庁舎 月別使用量

	電力量(kWh/月)	都市ガス(m <sup>3</sup> /月)	冷水熱量(MJ/月)	温水熱量(MJ/月)
2014年4月	142,896	0	0	0
2014年5月	144,929	0	0	0
2014年6月	169,572	0	0	0
2014年7月	210,257	20,995	971,240	0
2014年8月	211,841	24,462	1,070,300	0
2014年9月	179,326	10,975	507,430	0
2014年10月	157,128	0	0	0
2014年11月	140,594	0	0	0
2014年12月	177,350	17,172	0	580,870
2015年1月	180,998	20,559	0	712,010
2015年2月	176,803	19,630	0	682,060
2015年3月	184,930	14,825	0	496,480

※電力量は、照明などを含めた建物全体の使用量となります。

※都市ガスは、空調のみで利用しています。

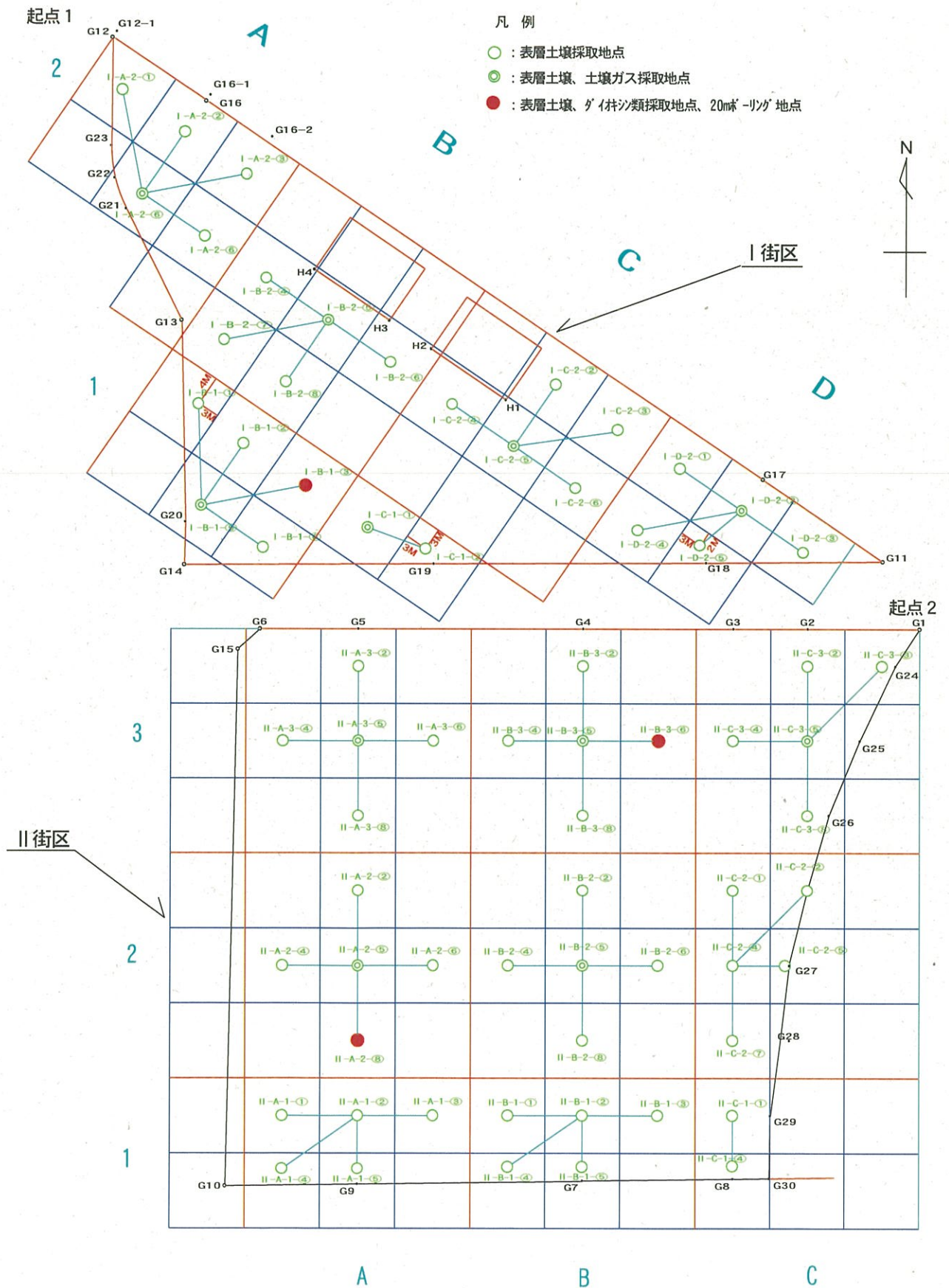
※空調は中央熱源方式により、ガス式冷温水発生器で冷温水をつくりだしています。

※一部、局所的に電気式個別空調方式により空調をしています。

※中間期(4月～6月、10月、11月)は、熱源(冷温水発生器)の運転はしていません。

(点検・試運転時等のデータは除いています)

横浜市中区本町6丁目





北仲通南地区第二工区土壤調査業務

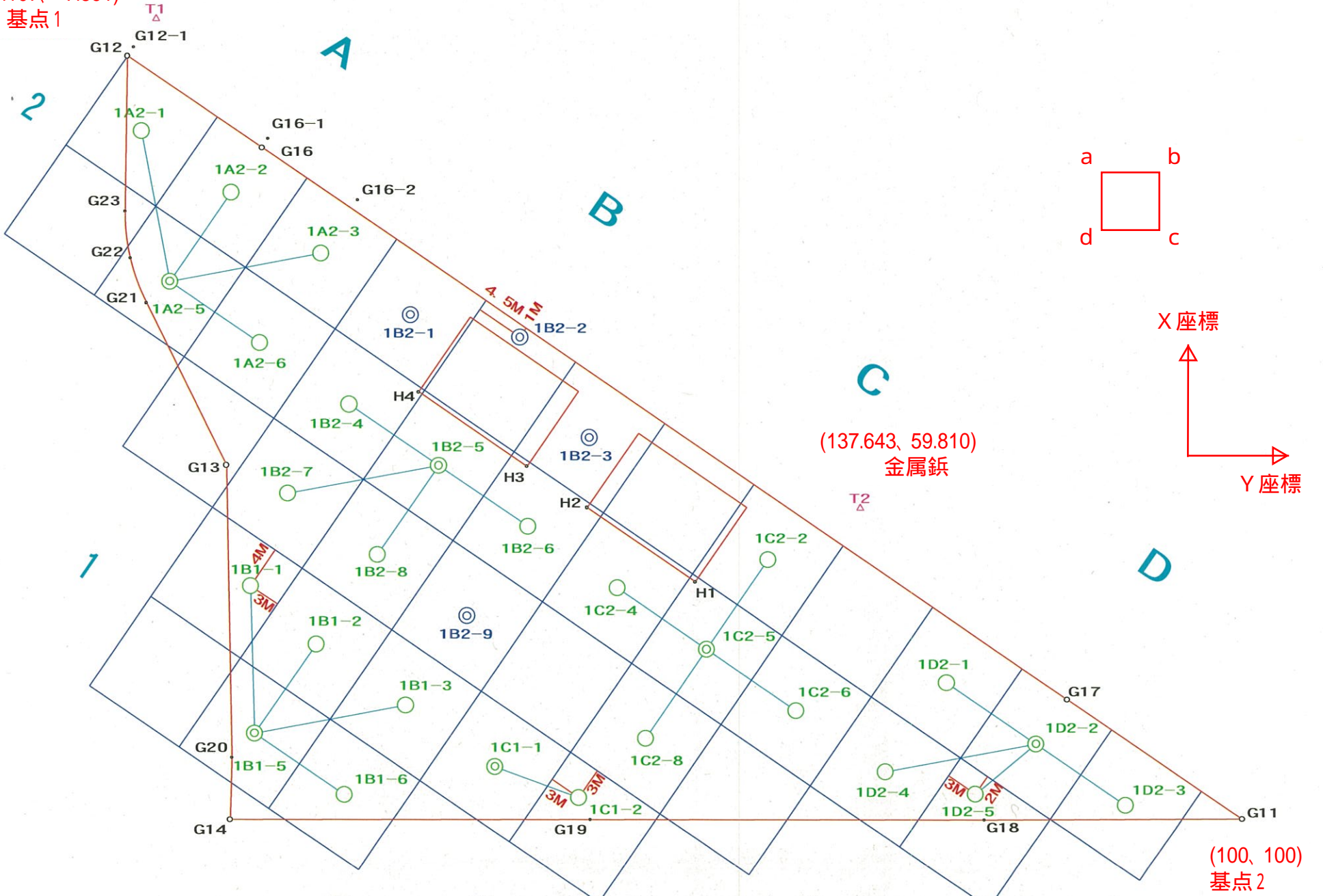
点名	X 座標	Y 座標
I-A-2-①	172.160	-6.570
I-A-2-②	166.534	1.697
I-A-2-③	160.908	9.964
I-A-2-⑤	157.440	-4.492
I-A-2-⑥	152.641	4.338
I-B-1-①	130.182	3.569
I-B-1-②	124.854	9.620
I-B-1-③	119.228	17.888
I-B-1-⑤	116.587	3.994
I-B-1-⑥	110.961	12.262
I-B-2-④	147.015	12.605
I-B-2-⑤	138.874	22.791
I-B-2-⑥	135.762	29.140
I-B-2-⑦	138.747	6.979
I-B-2-⑧	133.121	15.247
I-C-1-①	114.429	26.718
I-C-1-②	110.754	33.894
I-C-2-②	132.778	51.300
I-C-2-③	127.152	59.568
I-C-2-④	130.136	37.407
I-C-2-⑤	123.683	45.111
I-C-2-⑥	118.884	53.942
I-D-2-①	121.525	67.835
I-D-2-②	115.899	76.102
I-D-2-③	110.273	84.369
I-D-2-④	113.258	62.209
I-D-2-⑤	111.237	70.510
II-A-1-①	35.000	15.000
II-A-1-②	35.000	25.000
II-A-1-③	35.000	35.000
II-A-1-④	27.940	15.000
II-A-1-⑤	27.940	25.000
II-A-2-②	65.000	25.000
II-A-2-④	55.000	15.000
II-A-2-⑤	55.000	25.000
II-A-2-⑥	55.000	35.000
II-A-2-⑧	45.000	25.000
II-A-3-②	95.000	25.000
II-A-3-④	85.000	15.000
II-A-3-⑤	85.000	25.000
II-A-3-⑥	85.000	35.000
II-A-3-⑧	75.000	25.000
II-B-1-①	35.000	45.000
II-B-1-②	35.000	55.000
II-B-1-③	35.000	65.000
II-B-1-④	28.150	45.000
II-B-1-⑤	28.150	55.000
II-B-2-②	65.000	55.000
II-B-2-④	55.000	45.000
II-B-2-⑤	55.000	55.000
II-B-2-⑥	55.000	65.000

点名	X 座標	Y 座標
II-B-2-⑧	45.000	55.000
II-B-3-②	95.000	55.000
II-B-3-④	85.000	45.000
II-B-3-⑤	85.000	55.000
II-B-3-⑥	85.000	65.000
II-B-3-⑧	75.000	55.000
II-C-1-①	35.000	75.000
II-C-1-②	28.300	75.000
II-C-2-①	65.000	75.000
II-C-2-②	65.000	85.000
II-C-2-④	55.000	75.000
II-C-2-⑤	55.000	82.000
II-C-2-⑦	45.000	75.000
II-C-3-②	95.000	85.000
II-C-3-③	95.000	95.000
II-C-3-④	85.000	75.000
II-C-3-⑤	85.000	85.000
II-C-3-⑧	75.000	85.000
G1	100.000	100.000
G2	100.000	85.000
G3	100.000	75.000
G4	100.000	55.000
G5	100.000	25.000
G6	100.000	11.857
G7	26.300	55.000
G8	26.600	75.000
G9	25.880	25.000
G10	25.644	7.366
G11	109.052	95.052
G12	179.107	-7.891
G13	141.346	1.324
G14	108.615	1.775
G15	97.295	8.919
G16	170.668	4.510
G17	120.033	78.915
G18	108.847	71.303
G19	108.736	34.940
G16-1	171.494	5.073
G12-1	179.934	-7.328
G20	114.334	1.905
G21	156.271	-6.064
G22	160.415	-7.586
G23	164.714	-8.060
G24	95.000	96.760
G25	85.000	92.000
G26	75.000	87.850
G27	55.000	82.500
G28	45.000	82.520
G29	35.000	80.020
G30	26.673	79.859
G16-2	165.868	13.340

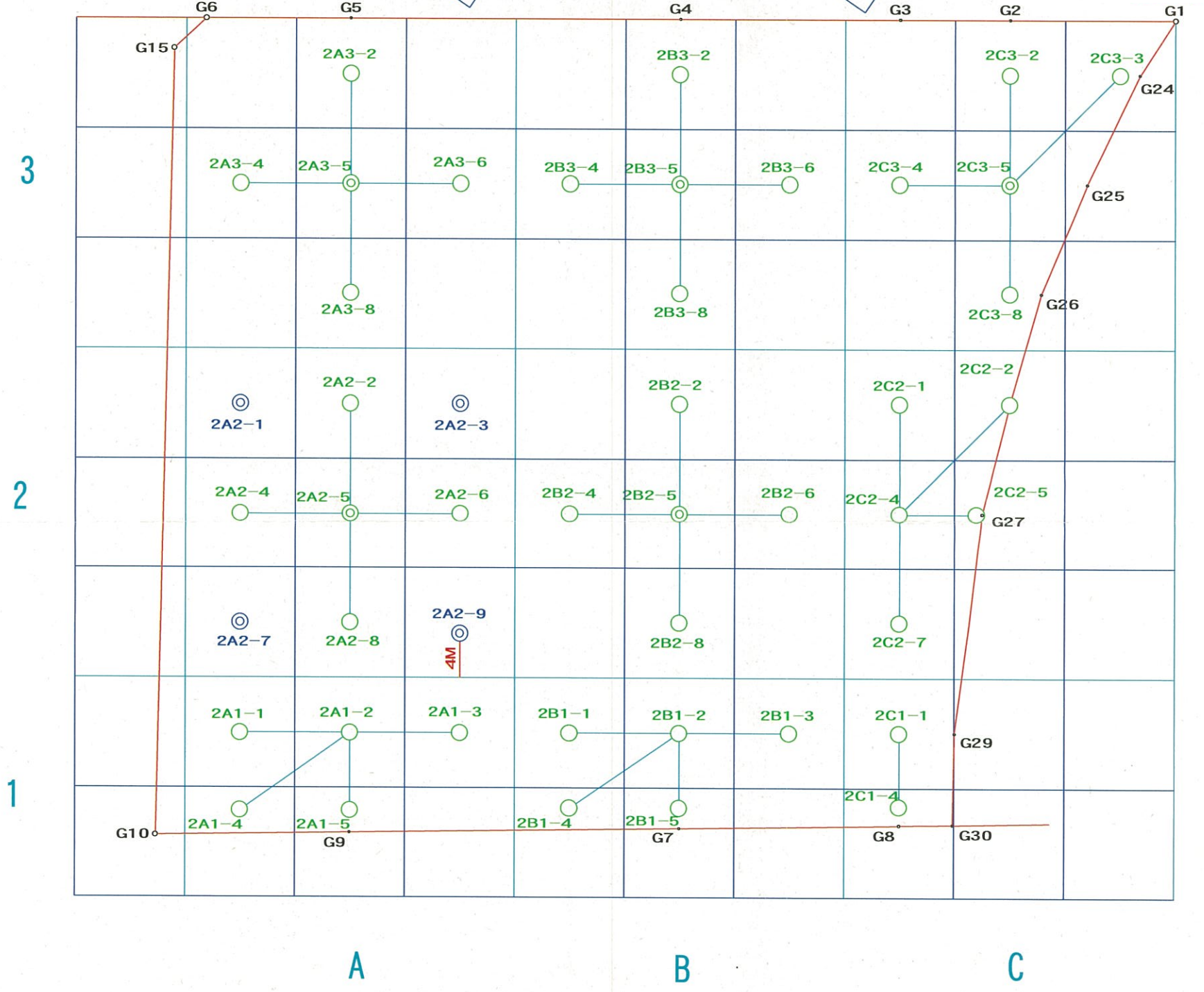
# 横浜市中区本町6丁目

S=1/500

(179.107, -7.891)  
基点1



(100, 100)  
基点2



横浜市中区本町6丁目(BMW)

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
T1	182.603	-5.273	金属錕
T2	137.643	59.810	金属錕
T3	107.778	108.025	金属錕
G12	179.107	-7.891	起点1
G11	109.052	95.052	起点1方向
G1	100.000	100.000	起点2
G6	100.000	11.857	起点2方向
I-B-2-3-a	150.976	33.445	—
I-B-2-3-b	145.350	41.713	—
I-B-2-3-c	137.083	36.087	—
I-B-2-3-d	142.709	27.819	—
I-B-2-6-c	128.816	30.460	—
I-B-2-6-d	134.442	22.193	—
I-B-1-3-a	126.175	16.567	—
I-B-1-3-b	120.549	24.834	—
I-B-1-3-c	112.281	19.208	—
I-B-1-3-d	117.907	10.941	—
II-A-2-5-a	60.000	20.000	—
II-A-2-5-b	60.000	30.000	—
II-A-2-5-c	50.000	30.000	—
II-A-2-5-d	50.000	20.000	—
II-A-2-7-a	50.000	10.000	—
II-A-2-7-c	40.000	20.000	—
II-A-2-7-d	40.000	10.000	—
II-A-2-8-c	40.000	30.000	—